

大牟田市市民活動等多目的交流施設“えるる”フェイスブック実施要領

制定 平成26年8月1日

第1 趣旨

この要領は、大牟田市ソーシャルメディア活用ガイドラインに基づき、大牟田市の市民活動の促進に関する情報発信をソーシャルメディアを活用して行うために必要な事項を定めるものです。

第2 活用目的

“えるる”フェイスブックは、市民活動サポートセンターとして、市民活動支援の情報や講座・セミナー等の情報、市民活動団体の活動紹介など、大牟田市の市民活動促進に関する情報並びに市民活動によるまちづくりに関する情報を、フェイスブックを活用して発信することにより、広く市民のみなさんの市民活動への関心を高めると共に、本市のまちづくりに関心を寄せていただく契機とし、もって“住みよいまちをおむた”の実現を図ることを目的としています。

第3 使用するソーシャルメディアの種類

フェイスブック

第4 公式アカウント名

「大牟田市市民活動等多目的交流施設“えるる”」

第5 運用方法

- (1) この公式アカウントの取得及び管理は、大牟田市市民協働部生涯学習課（市民活動担当）において行います。
- (2) この公式アカウントを用いて発信する情報は、市民活動に関する講座やセミナーなどの事業に関する情報、市民活動団体の経済的な基盤づくりに必要な補助金に関する情報、市民活動によって推進されるまちづくりに関する情報などの情報とします。
- (3) この公式アカウントにおける情報の更新は、別紙様式1による生涯学習課青少年担当課長の決裁を必要とし、原則として大牟田市役所開庁日の8時30分から17時15分の間に行うものとします。

第6 寄せられた意見等への対応

この公式アカウントに寄せられたコメントは参考意見とし、原則として個別の返信は行わないものとします。

第7 利用期間

この公式アカウントの利用期間は、平成26年8月から1年間とします。ただし、必要と認めるときは継続できるものとします。

第8 その他

この要領は、予告なく変更ができるものとし、その効力は、webサイトに公表した時点から生じるものとします。

市民活動等多目的交流施設“えるる”フェイスブック情報更新伺

起 案	平成 年 月 日			
起 案 者	決 裁 欄			
	担 当	主 査	主 査	課 長
決 裁	平成 年 月 日			
更 新 予 定	平成 年 月 日			
更 新 区 分 (該 当 す る も の に)	新 規 ・ 変 更 ・ 削 除			
公 開 件 名				
更 新 内 容				
そ の 他 公 開 デ ー タ	有 ・ 無			
	有 の 場 合 (該 当 す る も の に) 画 像 ・ P D F ・ そ の 他 () そ の 他 公 開 デ ー タ は 印 刷 し て 本 様 式 に 添 付 す る こ と 。			